令和７年９月 19 日

稚内市長　工　藤　　広　様

稚内市観光振興のための新税に関する審議会
会長　今　井　太　志

観光振興のための新税について（答申）

令和７年８月１日付け稚観光第 717 号にて、貴職から諮問を受けましたこの件について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

観光振興のための新税について

（答申）

令和７年９月 19 日

稚内市観光振興のための新税に関する審議会

1　はじめに

本審議会では、第一段階として、「観光振興のための新税導入の是非について」の諮問に対し、稚内市における地域課題の解決や観光振興に向けた使途の方向性などの議論を重ねた結果、稚内市が持続的で魅力ある観光地づくりを進めていくためには、「新税を導入することが望ましい」と答申したところである。

続いて、「観光振興のための新税について」の諮問を受け、新税の骨格となる制度設計の議論を行ってきた。

本審議会は、専門性の高い知識を有する宿泊事業者、観光関連団体などから選出された委員で構成されており、これまでそれぞれの立場や視点から、多様な意見が交わされ、前段の新税導入の是非に関する議論を含めると、延べ７回にわたり審議を重ねてきた。

そのような中、北海道内においても宿泊税の導入を決めた市町村が増えてきており、そうした市町村では、宿泊税を活用してそれぞれの地域特性を活かした観光振興策やオーバーツーリズム対策を講じることで、北海道観光全体の魅力向上に貢献するものと考えられる。

稚内市においても、宿泊税を財源として観光振興策を講じることで、地域の魅力創出や地域経済の活性化のみならず、北海道の魅力向上に寄与することが期待されるところであり、この度、「観光振興のための新税について」に関する一定の方向性がまとまったことから、以下のとおり答申する。

稚内市観光振興のための新税に関する審議会
会長　今井　太志

2　稚内市における観光関連産業の現状と課題

稚内市の観光は、平成 10 年度以降の観光入込客数（図１）からみると、平成 14 年度に記録した 81 万人をピークに年々減少が続き、平成 20 年度以降は、観光入込客数が 50 万人前後、宿泊客延数も 35 万人前後で推移しており、最盛期に比べ、減少傾向にあるものの、裾野が広く地域経済を支える産業の一つとして、水産・酪農と並ぶ基幹産業となっている。令和２年度から令和４年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の発生（以下「コロナ禍」という。）によって、感染拡大防止の観点から、外出規制等の制限が行われ、これらの制限に伴い、観光客の入込数が激減するなど、観光関連産業に大きな影響があった。令和５年からは、コロナ禍に伴う制限が緩和されたが、旅行への意識が変わり、団体旅行から個人旅行の需要が増えている背景から、観光を取り巻く環境が大きく変化している。そのような中、観光地として、稚内市の観光がこれらの変化や多様なニーズなどに適応してきたことで、観光客は徐々に回復し、コロナ禍前までの水準に近づいてきたものと考える。

観光関連産業の主力といえる宿泊施設や飲食店は、人口減少やコロナ禍の影響を受け、事業所数及び従事者数が減少したと考える。これらの減少により、市内の宿泊施設では、空室の不足や料金の高騰あるいは予約が困難になるなど、観光客の受入体制に影響が出ている。また、飲食店では、観光客やビジネス客がホテル周辺の飲食店を探索する中、店舗数の減少により選択肢が限られる上に、従業員不足による稼働率の低下によって、入店を制限する店舗が存在している。これらのことは、直接、観光客に影響していることから、観光地としての満足度低下を招いていると考える。

図１：年度別　観光入込客数（上半期・下半期）及び宿泊客延数

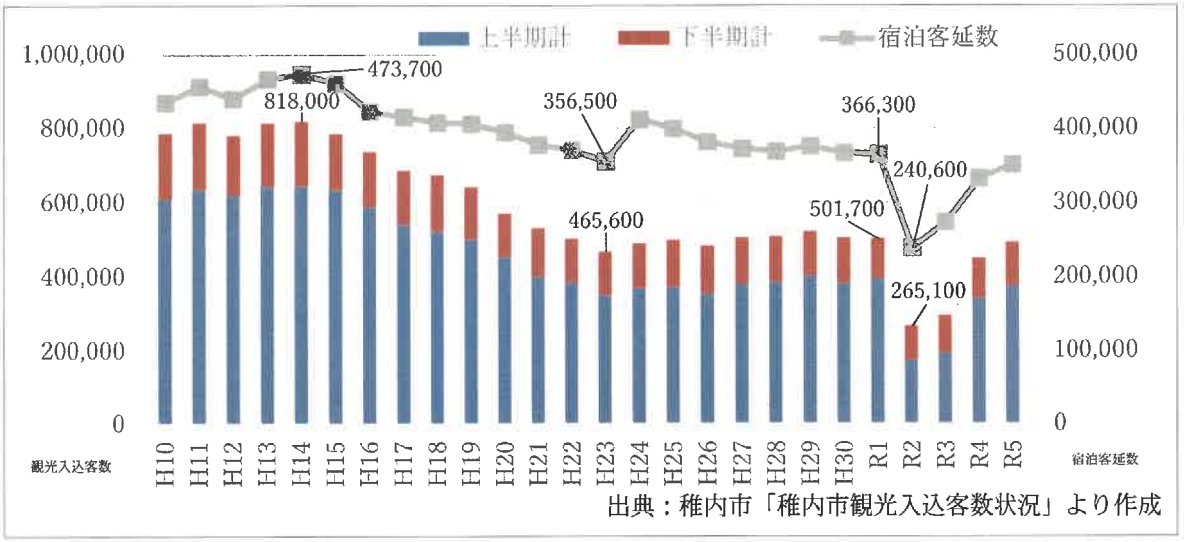

出典：稚内市「稚内市観光入込客数状況」より作成

3　今後の観光振興の方向性

（１）道内の宿泊税導入状況

北海道では、観光の付加価値の向上、観光サービスや観光インフラの充実及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化など、観光振興を図るための施策を進めていくにあたり、令和７年７月31日付けで総務省の同意を得て、令和８年４月から「北海道宿泊税」を徴収することが決定している。北海道宿泊税の使途については、市町村との役割分担が示されており、広域自治体である北海道として、道内全域に関わる施策や、全道域に効果が及ぶモデル的な施策などを行うこととしている。具体的な内容については、旅行者や地域のニーズを踏まえつつ、北海道と市町村が連携した取組内容を実施することで、相乗効果を高める目的があり、今後、北海道で検討が進められる予定となっている。

さらに、道内市町村における宿泊税の導入状況（表１）は、令和元年11月に倶知安町、令和６年11月にニセコ町が導入し、令和７年11月に赤井川村が導入予定で進んでいるほか、令和８年４月に北海道宿泊税の徴収開始に合わせて、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、富良野市、音更町、占冠村の11市町村が総務省から宿泊税の導入にあたっての同意を得ている状況にある。

今後、北海道や道内市町村においては、宿泊税を財源としたオーバーツーリズム対策や、地域特性を活かした観光振興が推進されると考えられ、北海道観光全体の魅力向上が期待される一方で、これまで以上に都市間における差別化が進むことが想定される。

表１：道内市町村の宿泊税導入状況

順位	市町村名	宿泊客延数（千人）	宿泊税導入状況
1	札幌市	15,283.3	R8.4.1
2	函館市	3,930.2	R8.4.1
3	釧路市	1,256.7	R8.4.1
4	小樽市	1,128.0	R8.4.1
5	帯広市	1,083.9	R8.4.1
6	登別市	1,071.5	－
7	旭川市	974.2	R8.4.1
8	倶知安町	869.1	R1.11.1
9	富良野市	768.8	R8.4.1
10	占冠村	683.9	R8.4.1
11	洞爺湖町	638.2	－
12	北見市	613.2	R8.4.1
13	ニセコ町	580.5	R6.11.1
14	上川町	420.9	－
15	留寿都村	383.9	－
16	音更町	374.5	R8.4.1
17	室蘭市	369.6	－
18	網走市	367.6	R8.4.1
19	稚内市	351.9	－
20	千歳市	347.4	－

出典：北海道経済部観光局観光振興課「北海道観光入込客数調査報告書（令和５年度）」より作成

（２）稚内市の観光振興の方向性

稚内市の観光振興にあたっては、これまで第５次稚内市総合計画や稚内市デジタル田園都市構想総合戦略に掲げる重要業績評価指数（KPI）の目標達成に向けて、「稚内市観光振興ビジョン」に基づいた各種施策を実施している。

今後においても、稚内市の基幹産業である観光が地域経済をけん引していくためには、「日本のてっぺん」としての地理的優位性を最大限に活かし、さらには、刻々と変わる観光ニーズに対応し、観光地として、国内外の観光客から選ばれ続けることが重要と考える。

その上で、稚内市の従来の観光振興策に加えて、審議会の中で使途の方向性として示された「観光資源の磨き上げと魅力向上」「受入環境の整備促進」「持続可能な観光振興」の３本の柱に基づく取組を強化し、新たな観光振興策を実施していくことが必要と考える。

これらの行政需要に対応した施策の実施には、多くの財源が必要となることから、今後、実施が見込まれる施策に優先順位を付けながら、観光振興に向けた中長期的な視点を持ち、適時適切な施策を講じていくことが必要と考える。

４　財源の必要性と在り方

稚内市の人口は、令和６年９月に策定された稚内市デジタル田園都市構想総合戦略において、令和７年の推計人口が 30,402 人と示されている中、令和７年８月１日時点の人口が 29,812 人であったことから、人口減少が進行している状況にあり、今後は、市民税などの税収が減少していくことも想定される。このことから、今後、「稚内市の観光振興の方向性」に基づく観光振興策を検討する上では、新たな財源の確保が課題になると考える。

観光振興を目的とした新たな財源の確保にあたっては、いくつかの手法が考えられ、その一つとして、ふるさと納税にみられる寄附金を集める手法もあるが、寄附行為はあくまでも寄附者の善意に基づくものであり、財源としての安定性・継続性が必ずしも担保されていない。次に、観光振興がその目的の一つとなっている法定目的税である「入湯税」においては、新たな観光振興の財源確保のため、現在の入湯税の税額を増額する考え方もある。しかし、入湯税の増額は、課税対象を踏まえると、鉱泉浴場における入湯客に対する課税となるため、日帰り温泉

施設や一部の宿泊施設に限られ、その施設を利用する入湯客に負担が集中するなど、税負担の公平性の観点からも適当ではないと考える。

以上のことを踏まえ、観光振興を目的とした新たな財源の確保については、観光行為との相関性が高く、滞在期間などの受益に応じた負担を求めることができる「宿泊」に対する課税、いわゆる「宿泊税」が適していると考えられ、観光入込客数の動向からも、安定した財源の確保につながると考える。

5　宿泊税の制度設計

稚内市の宿泊税を導入するにあたっては、北海道の宿泊税が先行して導入されていることから、制度における課税客体等の定義や運用方法（表２）について、北海道と足並みを揃えることで、制度の複雑化を回避し、宿泊者や宿泊事業者にとって分かりやすい運用になるものと考える。

（１）税率

宿泊税の税率の設定にあたっては、新たな観光振興策を実現するために必要な税収が見込めることが前提であり、かつ納税義務者（宿泊者）にとって過度な負担とならない税率とすることが必要である。

稚内市が示す使途の方向性や、道内の先行自治体との比較を踏まえ、総合的に勘案すると、「一律定額制 200 円」は妥当な税率と考える。

（２）徴収開始

宿泊税の徴収開始時期は、宿泊施設のレジシステムの改修期間や、施設によって半年以上前から予約の受付が開始されることを踏まえ、宿泊者への周知期間や、旅行会社への周知を含む宿泊事業者の準備期間を十分に確保することが重要である。また、市内での周知においては、宿泊事業者のみならず、観光サービスを提供する事業者への周知が必要となるほか、円滑な導入に向けて、宿泊事業者に対する行政としてのサポートが必要と考える。

よって、徴収開始の具体的な時期は、これらの準備期間や周知期間を宿泊事業者等と協議しながら、慎重に決める必要がある。

（３）課税免除等

修学旅行や学校行事等による宿泊施設の利用は、学習指導要領に基づき実施される教育課程の旅行であることから、その公益性を踏まえると、課税免除することが適切と考える。

また、免税点の設定については、稚内市が観光振興を図る上で、宿泊料金の多寡あるいは宿泊の目的（観光・ビジネス）に関わらず、市内で宿泊するすべての宿泊者が一定程度の行政サービスを享受していることから、免税点を設けないことが妥当と考える。

（４）申告納入等

宿泊事業者による申告納入は、宿泊事業者が特別徴収義務者となって、宿泊者から宿泊税を集め、稚内市へ納入することとなるが、稚内市の徴収が開始された場合、北海道と稚内市の宿泊税を合わせて、稚内市へ納入することになることから、令和８年４月から始まる北海道の取り扱いと合わせることで、宿泊事業者の混乱が避けられること、さらに、旅行会社等を経由した宿泊料等の入金が翌月以降になることを踏まえると、納入時期を３ヶ月に１回とすることが基本になると考える。なお、実際の運用にあたっては、宿泊事業者の経営に関する様々な考え方があると思われ、宿泊事業者と協議した上で、慎重に決める必要がある。

また、宿泊税の徴収にあたり、宿泊者がクレジットカード決済等を利用する場合、宿泊事業者に決済手数料の負担が生じることを踏まえて、北海道では、宿泊税の円滑な運用、期限内納入の意欲の高揚を目的に、宿泊事業者が納入した宿泊税額に2.5％（導入当初５年間は3.5％）の割合を乗じた特別徴収義務者交付金を交付することから、稚内市においても、宿泊事業者の負担が軽減されるよう適切な支援を行う必要がある。

表２：新税に係る制度設計案

項目	内容（本市）	北海道との整合性
税目名	宿泊税（法定外目的税）	同じ
課税客体	稚内市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、または簡易宿所（下宿は除く） ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	同じ
納税義務者	上記施設における宿泊者	同じ
税率	１人１泊につき200円（一律定額制）	段階的定額制
徴収方法	特別徴収	同じ
特別徴収義務者	上記施設を営む者	同じ
収入見込額	（平年度）約70,000千円	（平年度）約4,500,000千円
徴収開始	令和８年10月以降 ※徴収開始の具体的な時期は、宿泊者への周知期間や宿泊事業者の準備期間を十分に確保する必要がある。	令和８年４月
課税免除等	①学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）であって、当該学校が主催する修学旅行その他の行事に参加する者（引率者も含む） ②満３歳以上の幼児であって、認定こども園、保育所等の当該施設が主催する行事に参加する者（引率者も含む） ※北海道と同様に、免税点なし、スポーツ大会・合宿は課税免除せず、使途の中で支援を検討する。	同じ ※免税点なし、スポーツ大会・合宿は課税免除せず、使途の中で支援を検討。
課税を行う期間	条例施行後５年ごとに見直しを行う ※条例の施行後の最初の検討時期は、北海道宿泊税条例の検討時期に合わせた期間とする。	同じ
申告納入	３か月間の宿泊税額を翌月末までに納入する ※実際の運用にあたっては、宿泊事業者と協議した上で、慎重に決める必要がある。	同じ
帳簿の記載義務等	帳簿（宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税額） 書類の作成（宿泊の際に作成される売上伝票など）	同じ
罰則規定	次の各号のいずれかに該当する場合は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する ①帳簿に記載すべき事項を不記載、虚偽の記載、帳簿を隠蔽したとき ②帳簿を５年間保存しなかったとき ③作成すべき書類を作成しないこと、虚偽の書類を作成、書類を隠蔽したとき ④作成した書類を２年間保存しなかったとき	同じ
納税管理人	特別徴収義務者が市内に住所等を有しない場合に定めることができる	同じ
過料規定	上記の納税管理人について正当な事由がなく申告しなかった場合は、特別徴収義務者に10万円以下の過料を科する	

出典：本審議会「会議資料」より抜粋

６　使途の透明性

稚内市の宿泊税を財源とした観光振興策を検討するにあたっては、観光関連事業者と意見交換を踏まえながら、施策内容を慎重に検討していく必要がある。事業実施後は、宿泊者や宿泊事業者に対するアンケートを実施し、その調査結果を分析した上で、事業の効果検証を行い、より効果的な事業展開につなげていくことが必要と考える。また、制度の運用を含めた周知は、目的税の趣旨に鑑み、納税義務者となる宿泊者はもとより、市民や事業者の理解を得られるよう、宿泊税の使途や事業の検証結果などについて、ホームページ等を活用しながら、広く周知する必要がある。

7　おわりに

以上のとおり、本審議会では、「観光振興のための新税導入の是非について」と「観光振興のための新税について」の２点について、これまで７回にわたり議論を重ねてきた。

宿泊税の導入にあたっては、前段の新税導入の是非に対する答申において、「宿泊者及び宿泊事業者の理解が得られる制度設計のほか、税収を財源とした使途が重要であることは、審議会において共通認識である」と付言している。

このことを踏まえ、稚内市の宿泊税の制度設計にあたっては、北海道や道内市町村における宿泊税導入の先行事例を参考とすることで、制度の複雑化が回避され、現時点で、宿泊者や宿泊事業者にとって、分かりやすい内容になると考える。

将来的には、宿泊税の運用の経過とともに、道内での宿泊税制度の認知度や理解が進むことで、それぞれの地域の実情や特性に応じた制度に成熟していくことも十分に考えられる。

最後に、宿泊税を財源とした新たな観光振興の取組により、稚内市における観光資源の魅力向上や受入環境の充実等が図られることはもとより、宿泊税の導入やその使途に関する議論を契機に、観光関連事業者のみならず、他の産業に関わる人も含めた市民一人ひとりが、稚内の観光の現状と将来に向けた在り方を考える機会となることで、地域一体となって、持続可能な観光地づくりを推進することにつながり、これまで以上に“日本のてっぺん”である稚内が発展していくことに期待する。

参考　稚内市観光振興のための新税に関する審議会　委員名簿

	氏　名	所属団体等	役職等	条例区分
1	今井　太志 （会長）	北海道大学大学院	教　授	学識経験者 第３条第２項第1号
2	松井　眞実	松井会計事務所	所　長	学識経験者 第３条第２項第1号
3	渡辺　直人 （副会長）	一般社団法人稚内観光協会	専務理事	観光関係団体 第３条第２項第２号
4	達　英二	稚内商工会議所	専務理事	商工関係団体 第３条第２項第３号
5	梶　隆一	稚内ホテル旅館業組合	理事長	観光事業従事者 第３条第２項第４号
6	山田　智美	稚内ホテル旅館業組合	副理事長	観光事業従事者 第３条第２項第４号
7	船谷　守	宗谷バス株式会社	専務取締役	観光事業従事者 第３条第２項第４号
8	吉田　和弘	稚内市料理飲食店組合	副組合長 事務局長	観光事業従事者 第３条第２項第４号
9	木村　亘			一般公募 第３条第２項第５号
10	竹内　ひとみ			一般公募 第３条第２項第５号

参考　稚内市観光振興のための新税に関する審議会　開催経過

諮問／観光振興のための新税導入の是非について

【第１回　稚内市観光振興のための新税に関する審議会】
日時：令和７年２月 12 日（水）午後２時から
議事：（１）稚内市観光振興のための新税に関する審議会の役割等
（２）観光振興のための新税（宿泊税）とは
（３）稚内市の観光の現状
（４）北海道内における直近の宿泊税等の導入状況

【第２回　稚内市観光振興のための新税に関する審議会】
日時：令和７年３月 27 日（木）午後２時から
議事：（１）宿泊事業者向けアンケート結果
（２）観光地づくりへの課題整理
（３）課題解決を含む観光振興のための施策
（４）新たな「税」の必要性

【第３回　稚内市観光振興のための新税に関する審議会】
日時：令和７年５月 14 日（水）午後１時から
議事：（１）第２回審議会を踏まえた稚内市としての考え方
（２）新たな「税」の導入の是非

【第４回　稚内市観光振興のための新税に関する審議会】
日時：令和７年５月 28 日（水）午後１時 30 分から
議事：（１）新税導入の是非に係る答申（案）について

諮問／観光振興のための新税について

【第５回　稚内市観光振興のための新税に関する審議会】
日時：令和７年８月１日（金）午後３時から
議事：（１）新税に係る制度設計
（２）使途の方向性

【第６回　稚内市観光振興のための新税に関する審議会】
日時：令和７年９月３日（水）午後３時から
議事：（１）新税に係る制度設計
（２）新税に係る答申（案）

【第７回　稚内市観光振興のための新税に関する審議会】
日時：令和７年９月 19 日（金）午後１時から
議事：（１）新税に係る答申（案）